

令和7年5月19日

見積参加希望者 各位

(盛岡市内に本社を有する「植栽・庭園管理」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

### 随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

### 記

#### 1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 根田茂地区園地草刈等業務委託
- (2) 業務内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 盛岡市根田茂第5地割内 根田茂地区園地
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和7年11月30日まで

#### 2 契約条項を示す場所 盛岡市市長公室企画調整課

#### 3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和7年5月30日(金) 9時00分から14時00分まで
- (2) 盛岡市市長公室企画調整課(本庁舎別館8階) 執行即時開札

#### 4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

#### 5 契約書作成の要否

要 業務委託契約書による。

#### 6 その他

##### (1) 見積回数

1回限りとする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

##### (2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

##### (3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年5月27日（火）15時までに電子メール又は文書（ファックス可）により企画調整課あて提出すること。回答は、盛岡市公式ホームページ「事業者の皆さんへ＞市の発注契約＞発注情報」で令和7年5月28日（水）までに回答する。

電子メールアドレス kikaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市市長公室企画調整課 Tel 019-626-7534、Fax 019-622-6211